

農業振興地域整備計画に係る軽微な変更に関する予定表

受付期間	公告できる期間
～3月末	4月中旬～5月中旬
～6月末	7月中旬～8月中旬
～9月末	10月中旬～11月中旬
～12月末	1月中旬～2月中旬

- ・公告終了後に申出者へ通知をします。その後計画を開始してください。
- ・申出は随時受け付けていますが、公告できる期間に限られるため上記のような予定となります。
- ・建築を伴うものについては、申出者において事前に建築住宅課へ確認してください。
- ・農地転用が必要な場合もありますので、申出者において事前に農業委員会へ確認してください。
- ・関係他法令の申請期間の詳細は、担当課へ確認してください。